

建築基準法第18条の2第1項の規定に基づき、福井県知事が委任する構造計算適合性判定業務は次のとおりです。

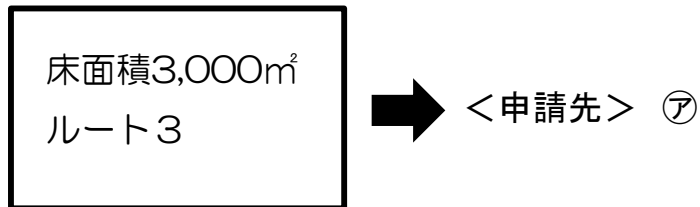
- ・構造計算に係る床面積が5,000㎡以下の建築物で一般的な構造計算※で安全性を確かめた場合は、一般財団法人福井県建築住宅センターに申請してください。
- ・構造計算に係る床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以下の建築物のうち高さが45m以下の建築物で一般的な構造計算※により安全性を確かめた場合は、11の指定構造計算適合性判定機関のいずれにも申請できます。

※一般的な構造計算：ルート3、ルート2、ルート1（大臣認定プログラム）

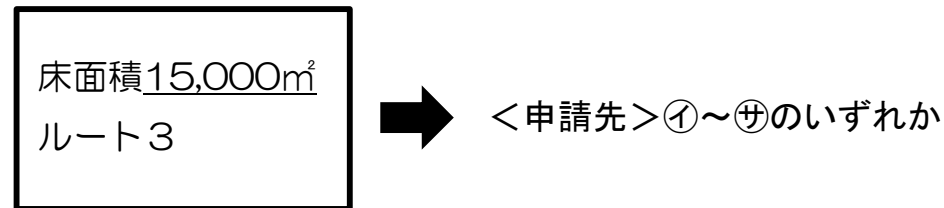
業務を委任する指定構造計算適合性判定機関名	委任する業務範囲			
㊦(一財)福井県建築住宅センター	すべての建築物 ※の特殊構造等を除く。	高さが45m以下の建築物 ※の特殊構造等を除く。		
①(一財)日本建築センター ②(一財)日本建築総合試験所 ③(株)グッド・アイズ建築検査機構 ④(株)東京建築検査機構 ⑤(株)建築構造センター ⑥日本建築検査協会(株) ⑦(一財)ベターリビング ⑧(一財)住宅金融普及協会 ⑨ビューローベリタスジャパン(株) ⑩ハウスプラス確認検査(株)	※次の構造方法等のみ <ul style="list-style-type: none"> <li>・限界耐力計算</li> <li>・免震建築物</li> <li>・枠組壁工法</li> <li>・木質プレハブ工法</li> <li>・膜構造</li> <li>・特定天井の計算を簡易スペクトル法または応答スペクトル法で計算するもの</li> <li>・他(一財)福井県建築住宅センターが判定できない特殊構造</li> </ul>	すべての建築物	すべての建築物	
$0\text{m}^2$		$5,000\text{m}^2$		$10,000\text{m}^2$
構造計算に係る床面積				

※エキスパンジョイント等により構造が分かれている場合は、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積

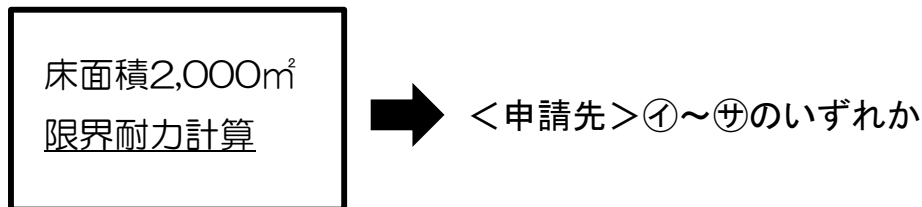
<事例1>



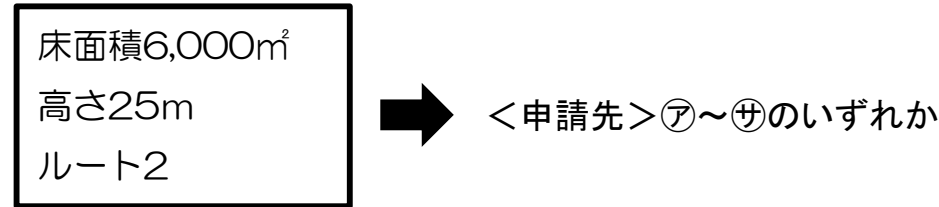
<事例2>



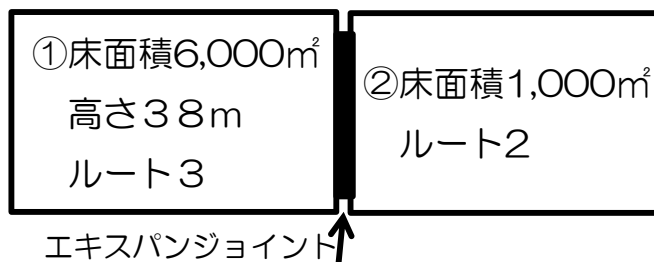
<事例3>



<事例4>



<事例5>



<申請先>

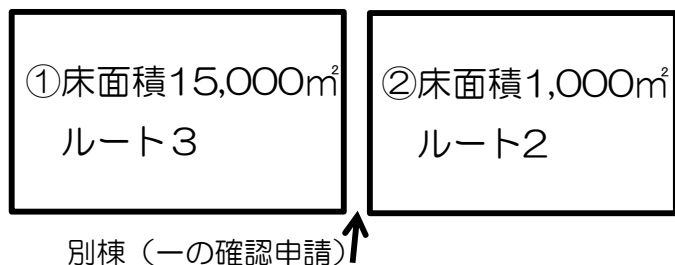
㊦~㊴のいずれか  
ただし、㊩㊰は同じ機関に  
申請してください。

一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が2以上がある場合は、同一の機関に申請してください。

<事例5>

㊰は㊦のみに申請できる建築物ですが、㊩がいずれの機関にも申請できる建築物ですので、㊩、㊰とも㊦~㊴いずれかの判定機関に申請できます。(ただし、同一の機関に申請してください。)

<事例6>



<申請先>

㊩~㊴のいずれか  
ただし、㊩㊰は同じ機関に  
申請してください。

<事例6>

㊰は㊦のみに申請できる建築物ですが、㊩が㊩~㊴のいずれかに申請できる建築物ですので、㊩、㊰とも㊩~㊴のいずれかの判定機関に申請してください。(ただし、同一の機関に申請してください。)

㊦(一財)福井県建築住宅センター

㊩(一財)日本建築センター ㊰(一財)日本建築総合試験所 ㊱(株)グッド・アイズ建築検査機構 ㊲(株)東京建築検査機構

㊳(株)建築構造センター ㊴(株)日本建築検査協会(株) ㊵(一財)ベターリビング ㊶(一財)住宅金融普及協会

㊷ビューローベリタスジャパン(株) ㊸ハウスプラス確認検査(株)